

高度外国人材職業紹介事業者リストウェブサイト掲載要領

第1 趣旨

海外高度人材獲得支援事業（以下「事業」という。）において、高度外国人材の就職ノウハウを持つ有料職業紹介事業者（以下「事業者」という。）をリスト化し、事業で作成するウェブサイト等に掲載し活用を促すことで、中小企業と高度外国人材のマッチングを促進することを目的とするものである。

第2 目的

この要領は、事業者が事業に参画するための申請方法等の手続きについて定めるものである。

第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

(1) ウェブサイト掲載事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により都に申込を行い、ウェブサイトに掲載することが決定した事業者をいう。

(2) 中小企業

中小企業とは、以下ア、イを満たす企業とする。

ア 都内に本社又は主たる事業所があること。

イ 常時使用する従業員数（予め解雇の予告を必要とするもの）が300人以下、または資本金3億円以下であること。

(3) 高度外国人材

高度外国人材とは、企業が海外ビジネスを展開する際に活躍出来る外国人材とし、以下ア～エを満たす人材とする。

ア 企業での職種

研究者やエンジニア等の専門職、海外進出を担当する営業職等。

イ 学歴

大学卒業以上の者。

ウ 語学水準

日常会話レベルの日本語を話せること。

エ 在留資格

既に日本に在住している場合は、在留資格が主に「技術・人文知識・国際業務」の者。また、海外に在住している場合は、上記在留資格を取得し得る能力を持った者。

第4 ウェブサイト掲載の方法

事業に参画しようとする職業紹介事業者は、都が別に定める期間において、次に掲げる書

類を東京都（以下「都」という。）に提出しなければならない。

- (1) 高度外国人材職業紹介事業者リストウェブサイト掲載申込書（様式第1号）
- (2) 高度外国人材を対象にした有料職業紹介の実施状況及び高度外国人材を対象にした有料職業紹介の都内における今後の取組方針（様式第2号）
- (3) 高度外国人材職業紹介事業者リストウェブサイト掲載内容記入用紙（様式第3号）
- (4) 職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (5) 求職及び求人申込方法など、業務運営が分かるもの
- (6) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (7) その他都が必要と認める書類

第5 ウェブサイト掲載事業者の責務

第4に掲げる各様式等を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合は、新たな許可証の写しを速やかに都に提出すること。
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに都に報告すること。
- (3) その他掲載情報に変更が生じた場合は、速やかに都に報告すること。
- (4) 都（本事業の受託会社を含む。）が行う本事業の利用状況等の調査に協力すること。
- (5) 掲載後に第6「ウェブサイト掲載の基準」が変更された場合には、再度都の要件確認に応じること。
- (6) 高度外国人材職業紹介事業者リストを閲覧した者からの問合せ、苦情等については、ウェブサイト掲載事業者の責任で対応すること。直接ウェブサイト掲載事業者が受けた問合せ等でなかったとしても、ウェブサイト掲載事業者が行うサービスに関係するものであった場合には同様とする。

第6 ウェブサイト掲載の基準

ウェブサイト掲載については、事業者が次に掲げる基準を満たしていることを要件とする。なお、申込事業者は、都から要件の確認を求められた場合は、速やかに対応すること。

- (1) 都内に活動拠点があること。
- (2) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (4) 企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
- (8) 職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過していること。
- (9) 職業紹介事業に関連する法令（別表参照）を遵守していること。
- (10) 職業紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、過去3年以内に行政処分（業務改善命令、業務停止命令）を受けていないこと。

- (11) 高度外国人材に対する成約実績^(※)を5件以上（過去3か年平均）有していること。
- (12) 海外（アジア諸国）1か国以上で職業紹介取扱ができること。（集計は法人単位で可）
^(※)海外に在住している外国人が、新たに日本国内企業に就職した場合に限る。

第7 ウェブサイト掲載期限

- (1) ウェブサイト掲載期限は、掲載日から3年間とする。ただし、(2)により終了した時にはこの限りでない。
- (2) ウェブサイト掲載は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときに終了する。
 - ア 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
 - イ 第8の規定により、都がウェブサイト掲載を取り消したとき
 - ウ 第5(5)の場合において、要件を満たしていなかったとき
 - エ 事業が終了したとき

第8 ウェブサイト掲載の取消

- (1) 都は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、ウェブサイト掲載を取り消すことができるものとする。
 - ア 不正な行為があると都が認めたとき
 - イ 正当な理由がないのに、第5の責務を果たさないとき
 - ウ 第9に定める報告を行わないとき
 - エ その他、都が取り消す必要があると認めたとき
- (2) (1)の規定によりウェブサイト掲載を取り消した場合に、ウェブサイト掲載事業者が被った損失については、都は損害賠償を行わない。

第9 指導監督

都は、ウェブサイト掲載に関する事項について、必要に応じて検査し、ウェブサイト掲載事業者に対して報告を求めることができるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、ウェブサイトの掲載に関し必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。

この要領は、令和3年11月18日から施行する。

職業紹介事業に関連する法令一覧

職業安定法（以下「職安法」という。）関連

No	法令	内容
1	職安法 第 32 条の 11 第 1 項及び施行規則第 24 条の 3	港湾・建設の職業を紹介してはならない。（※有料職業紹介所のみ）
2	職安法 第 32 条の 3 第 1 項、第 2 項、施行規則第 20 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、附則第 4 項	職業紹介に関し、法定手数料、届出手数料以外に、いかなる名義でもその実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。
3	職安法 第 32 条の 7 第 1 項	所定の項目に変更があった場合は、所定期日内に届け出しなければならない。
4	職安法 第 32 条の 14	事業所ごとに専属する職業紹介責任者を選任しなければならない。
5	職安法 第 32 条の 15	事業所ごとに法定帳簿を作成し、備え付けねばならない。
6	職安法 第 44 条	法第 45 条に規定する場合を除き、労働者供給事業を行ってはならない。
7	職安法 第 51 条第 1 項	業務上知り得た「人の秘密」を他に漏らしてはならない。
8	職安法 第 65 条第 8 号	虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して職業紹介してはならない。
9	職安法 第 65 条第 10 号	労働条件が法令に違反する工場事業場等のために職業紹介してはならない。
10	職安法 第 5 条の 3 第 1 項、第 2 項、施行規則第 4 条の 2	求人者は紹介事業者に対して労働条件等を明示しなければならない。又、紹介事業者は求職者に対して、労働条件等を明示しなければならない。
11	職安法 第 32 条の 13、施行規則第 24 条の 5	紹介事業者は、求人者・求職者から求人・求職の申込みを受理した場合は速やかに、取扱い職種の範囲等を明示しなければならない。
12	職安法 第 51 条第 2 項	業務上知り得た個人情報や求人者等に関する情報をみだりに他に知らせてはならない。

関連法令

No	法令	内容
13	個人情報保護法第 23 条	本人の同意なくして、個人データを第三者に提供してはならない。
14	雇用対策法第 10 条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、年齢差別をしていないか
15	雇用機会均等法第 5 条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、性差別していないか
16	労働基準法 第 24 条 (職安法第 44 条)	雇用主は賃金を労働者に直接支払っているか(間接払いをしている場合は労働者供給事業に該当しないか→項目 6 へ)
17	出入国管理及び難民認定法 第 73 条	外国人の不法就労に関するあっせんをしていないか